

別紙2 物質管理番号用語

支援ソフトで使用する用語や、関連する用語について説明します。

あ行

用語	説明
一般化学物質	「一般化学物質」は化審法第2条第7項で以下の化学物質と定義されています。 1. 既存化学物質名簿に掲載された化学物質 2. 新規公示化学物質（判定通知を受けている未公示新規化学物質も含む） 3. 旧第二種・第三種監視化学物質 ※1. ～3. については、優先評価化学物質等の指定を受けた物質を除く。 4. 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質 化審法第8条第1項において、一般化学物質を製造又は輸入した者は、前年度の製造・輸入数量を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。
インストール	支援ソフトを使用者のパソコンに導入し、使用できるようにすることです。
アンインストール	支援ソフトをパソコンから物理的に完全に削除することです。

か行

用語	説明
化審法	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称です。「化学物質審査規制法」と呼ばれることもあります。
監視化学物質	「監視化学物質」は化審法第2条第4項の規定に基づき、難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性が明らかでない化学物質として、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいいます。 化審法第13条第1項において、毎年度、前年度の製造数量、輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。
官報公示名称	官報に公示された名称です。マスタ辞書に当該名称が登録されており、本ソフトで官報整理番号や CAS 番号から物質を検索すると、物質管理番号又は官報整理番号に紐づく官報公示名称が自動で表示されます。
個別辞書	マスタ辞書にない物質情報（未公示新規化学物質等）の届出書を作成する場合に使用します。 事業者が管理する物質情報で、必要に応じ事業者が任意で作成し、支援ソフトに登録します。
個別辞書データ	個別辞書に登録した物質情報のデータです。 当該データは支援ソフト外に出力することができ、データを修正して、再度支援ソフトに取り込み登録することができます。

さ行

用語	説明
事業者情報	届出を行う事業者に関する情報で、届出書に必ず記載しなければなりません。 支援ソフトでは初期起動時に必ず設定する仕様になっており、事業者情報を設定しなければ支援ソフトを使用することはできません。 なお、事業者情報に変更が生じた場合は、速やかに「届出者情報等変更届」を経済産業省に提出してください。
zip 形式	複数のファイルを一つのファイルにまとめた後、ファイルサイズを圧縮したファイルです。 拡張子に「.zip」とつくことから、「ZIPファイル」とも呼ばれます。 使用する場合は、ファイルを解凍（元のファイルに復元）する必要があります。 ⇒解凍の手順の例は別紙 1（インストール・更新準備の手引き）をご覧ください。
ZIP インストール	zip形式ファイルを解凍することで支援ソフトをインストールします。 圧縮ファイルの復元のみで支援ソフトが利用可能です。 詳しくはマニュアル本編の「2. 2. 2 支援ソフトのインストール等」を参照してください。

た行（次ページに続く）

用語	説明
電子申請	電子政府の総合窓口（e-Gov）経由で経済産業省に製造数量等を届出する方法です。 届出方法の詳細については「7. 1. 3 e-Gov 電子申請システムによる届出」を参照してください。
電子情報処理組織使用届（様式第 18）	電子政府の総合窓口「e-Gov 電子申請」を利用して電子申請にて製造数量等の届出を行う際に必要なユーザ ID を取得するための手続きです。 ユーザ ID は経済産業省から発行されますので、2 回目以降の申請は初回申請時に経済産業省から発行された ID をお使いください。 <対象制度> ・ 一般化学物質（化審法第 8 条第 1 項） ・ 優先評価化学物質（化審法第 9 条第 1 項） ・ 監視化学物質（化審法第 13 条第 1 項） ・ 第二種特定化学物質（化審法第 35 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 6 項）
電子情報処理組織変更届（様式第 19）	下記の届出者情報に変更が生じた場合に必要な手続きです。 ・ 住所 ・ 氏名又は名称又は法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 届出者等確認コード（事業者にて設定する 7 桁のアラビア数字からなる暗証番号）
電子情報処理組織使用 廃止届（様式第 20）	事業者が事業再編や合併・解散等により電子申請による届出を行わなくなった場合に必要な手続きです。

た行（前ページの続き）

用語	説明
届出者等確認コード	e-Gov 電子申請の個別認証画面で要求される 7 桁のアラビア数字の「パスワード（暗証番号）」です。アルファベットは使用できません。 電子情報処理組織使用届（様式第 18）提出時に事業者にて設定します。
届出者等コード	e-Gov 電子申請の個別認証画面で要求される「ユーザ ID」です。 「電子情報処理組織使用届（様式第 18）」に基づき、経済産業省が事業者に付与する 7 桁の数字です。
届出書	化審法で届出が義務づけられている「一般化学物質（省令第 9 条の 2 第 2 項）」「優先評価化学物質（省令第 9 条の 3 第 2 項）」「監視化学物質（省令第 10 条第 2 項、第 15 条第 2 項）」「第 2 種特定化学物質（省令第 13 条第 2 項、第 14 条、第 15 条第 2 項）」の届出を行うため省令で定められている様式。
届出データ	届出書を作成するために支援ソフトに登録するデータで、登録の都度、システムに自動で保存されます。 支援ソフトの届出データは、同一バージョン（Ver. 05）間でのみ、外部への書出し（エクスポート）及び取込み（インポート）を行うことができます。
届出不要物質	化審法第 8 条第 3 項に基づき、「第一種特定化学物質」及び「第二種特定化学物質」のいずれにも該当しないと認められる化学物質、その他「人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあるかどうかについての評価を行うことが必要と認められないもの」として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質で毎年公示されます。 届出不要物質は一般化学物質等製造数量等の届出が不要となりますので、届出書を作成する前に、必ず届出予定の物質が届出不要物質に該当するか否かを確認してください。
届出方法	書面、光ディスク、電子申請の 3 種類があり、支援ソフトで作成した届出データは書面、光ディスク、電子申請での提出が可能です。

た行（前ページの続き）

用語	説明
第二種特定化学物質	「第二種特定化学物質」は化審法第2条第3項の規定に基づき、人又は生活環境動植物に対する長期毒性を有するおそれがあり、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で、化審法の政令第2条に対象物質が規定されています。 第二種特定化学物質は、化審法第35条第1項、第2項及び第6項により、毎年度、予定数量、予定数量の変更及び実績数量を届け出なければならないと規定されています。
ダウンロード	ウェブサイト公開されているファイル（ソフトウェア）をパソコンに保存することです。 支援ソフトを利用するためには、経済産業省のウェブサイトから公開されている支援ソフトのファイルをダウンロードする必要があります。 なお、ダウンロードを行っただけでは利用できませんので、必ずインストールを行ってください。
データベース	支援ソフトで作成した届出データや届出書の作成結果を保存しておくファイルです。

は行

用語	説明
バージョン情報	支援ソフトのプログラム又はマスタ辞書が最新かどうかを判断するための情報です。
不可	CAS番号と官報整理番号の組合せが妥当ではないと判断されている物質です。 支援ソフトでは、物質選択画面において[届出]列の値が[不可]と表示されます。
不要	届出不要物質として公示された物質です。 支援ソフトでは、物質選択画面において[届出]列の値が[不要]と表示されます。
不要不可	届出不要物質かつ官報整理番号とCAS番号の組み合わせが適切ではないと判断されている物質です。 支援ソフトでは、物質選択画面において[届出]列の値が[不要不可]と表示されます。
物質管理番号	「優先評価化学物質」、「監視化学物質」及び「第二種特定化学物質」が公示された際に付与された番号で、「優先評価化学物質製造数量等届出書」、「監視化学物質又は第2種特定化学物質等製造数量等届出書」及び「第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量等届出書又は変更届出書（第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書）」の必須記入項目です。
物質区分	一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質となります。
物質情報	マスタ辞書で管理している情報です。 「物質区分」「CAS番号」「官報整理番号」「物質管理番号」「物質名称」、支援ソフトで登録不可の物質、届出不要の物質を自動的に制御するための「届出不可」「届出不要」の情報から構成されています。 なお、個別辞書で「届出不可」「届出不要」の情報を登録することはできません。

ま行

用語	説明
マスタ辞書	届出書作成支援のための物質情報リストです。独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）が管理しています。マスタ辞書は毎年度更新しますので、毎年4月1日に必ず事業者サイドで最新バージョンに更新してから届出書を作成してください。 なお、インターネット接続環境下にある場合は、支援ソフト起動時に自動的にバージョン情報のチェックが行われますが、インターネット接続ができない環境で使用する場合は、毎年度、届出書を作成する前に経済産業省のウェブサイトで最新バージョンを確認してください。

や行

用語	説明
優先評価化学物質	「優先評価化学物質」は化審法第2条第5項の規定に基づき、人又は生活環境動植物への長期毒性を有しないことが明らかであるとは認められず、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあり、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがないと認められないため、そのおそれがあるかどうかについての評価（リスク評価）を優先的に行う必要がある物質として公示された物質です。 化審法第9条第1項において、優先評価化学物質を製造又は輸入した者は、前年度の製造・輸入数量を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。

ら行

用語	説明
連絡先担当者情報	届出書に関する照会の連絡窓口となる担当者情報です。 事業者情報の設定で登録した連絡先担当者が自動的に届出書に記載されます。連絡先担当者の情報（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）に変更が生じた場合は、経済産業省のウェブサイトに掲載されている「届出者情報変更届」に変更内容を記入し Word ファイルのままメールに添付して提出 してください。 提出先 E-mail アドレス : bz1-kashinhou-junbi@meti. go. jp
ログイン（ログオン）	パソコンにユーザ名とパスワードを入力し、パソコンで保管されている身元情報と一致した場合、あらかじめ決められた権限に基づいて当該パソコンを利用することができます。 支援ソフトをご利用になる場合は、インストールを行った際のユーザ名とパスワードを入力してください。

英数

用語	説明
C A S 登録番号（CAS RN）	米国化学会の情報部門である Chemical Abstracts Service（CAS）が運営・管理する化学物質登録システムから付与される、個々の化学物質の識別番号、世界的に利用されています。
官報整理番号	化審法の既存化学物質名簿に記載された化学物質（以下、「既存化学物質」）に付けられている官報で公表された類別整理番号のことを指します。 それ以外に、新規化学物質として届け出られた後に公表された化学物質に付与された官報告示の類別整理番号または通し番号のことも指します。 「官報整理番号」以外の呼び方としては、「化審法番号」、「既存番号」、「化審法化学物質番号」、「官報公示整理番号」、「MITI 番号（MITI number）」などもあります。
1 : 1 の物質	C A S 番号と官報整理番号の関連付けが 1 : 1（C A S 番号＝官報整理番号）となる化学物質です。